

岡山県パラスポーツ指導者協議会 会則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、岡山県パラスポーツ指導者協議会という。(以下「本協議会」という)。

(事務局)

第2条 本協議会の事務局は、会長の指定したところに置く。

(目 的)

第3条 本協議会は、パラスポーツ指導者相互の連携を密にし指導者の資質と指導力の向上を図るとともに、活動を促進し、障がい者スポーツの向上に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本協議会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) パラスポーツ指導者の資質向上のため、各種講習会・研修会等の開催
- (2) 各種大会の指導援助
- (3) 指導者相互の情報交換
- (4) パラスポーツに関する調査・研究および広報活動
- (5) その他前条の目的を達成するために必要な事業

第2章 組 織

(会 員)

第5条 本協議会は、次の会員をもって組織する。

- (1) 公益財団法人日本パラスポーツ協会の指導者制度に基づく公認パラスポーツ指導者で岡山県及び岡山市を活動拠点とする者。
- (2) パラスポーツを長年にわたり、指導・経験したものおよび障害者スポーツ指導に関する学識経験者で本会に推薦された者。

(部 会)

第6条 本協議会に、第4条に定める事業を行うために必要に応じて専門部会を置くことができる。

第3章 役 員

(役 員)

第7条 本協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副会長 2 名
- (3) 理 事 10 名 以内
- (4) 監 事 2 名
- (5) 会 計 1 名
- (6) 顧 問 若干名

2. 顧問は、本協議会の会員でなくても推薦することができる。

(役員を選出)

第8条 役員を選出は次のとおりとする。

- (1) 会長は、役員会において選出する。
- (2) 副会長・理事・監事は、役員会において会員の中より選出する。
- (3) 会計は、会長が指名し役員会で承認を受ける。
- (4) 監事は、理事または役員を兼ねてはならない。
- (5) 顧問は、役員会で選出し会長が委嘱する。

(役員職務)

第9条 役員職務は次のとおりとする。

2. 会長は、本協議会を代表し、会務を統轄する。
3. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
4. 理事は、役員会の審議を経て、この会則に定めるところにより、会務を遂行する。
5. 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 本協議会の業務執行の状況を監査する。
 - (2) 本協議会の財産の状況を監査する。
6. 顧問は、会長の諮問に応じて、役員会及び総会に出席して意見を述べることができる。

(任期)

第10条 役員任期は次のとおりとする。

2. 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
3. 役員に欠員が生じた時は、原則として補充し、その任期は前任者の残期間とする。
4. 役員は任期満了後でも、後任者が就任するまではその職務を行う。

第4章 会議

(会議)

第11条 本協議会の会議は、役員会とする。

(役員会の構成)

第12条 役員会は、第7条の役員をもって構成する。

(役員会の権能)

第13条 役員会は、本協議会の最高決議機関であり、次の事項について審議する。

- (1) 会則の変更
- (2) 事業報告および収支決算書の承認
- (3) 事業計画および収支予算書の承認
- (4) 役員選任
- (5) その他本協議会の運営に関する重要な事項に関すること

(役員会の開催)

第14条 役員会は、年1回開催する。ただし、会長が必要であると認めた場合は臨時役員会を開催することができる。

2. 臨時役員会は、次に掲げる場合に開催する。
 - (1) 役員が必要と認め、書面で役員会の招集を請求したとき。

(役員会の招集)

第15条 役員会は、会長が招集する。

(役員会の議長)

第16条 役員会の議長は、会長がこれにあたる。

(役員会の定足数)

第17条 役員会の3分の2以上の出席がなければ開催することができない。

(役員会の議決)

第18条 役員会における議決事項は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長が決定する。

第5章 会 計

(資 産)

第19条 本協議会の会計は、次の各号に掲げるものをもってあてる。

- (1) (公財)日本パラスポーツ協会より補助される中国四国ブロックからの助成金
- (2) 事業に伴う収入
- (3) その他の収入

(会計年度)

第20条 本協議会の会計年度は毎年4月1日より翌年の3月31日までとする。

第6章 会則の変更

第20条 本会則は、役員会の3分の2の同意をもって変更する。

附 則

1. この会則は、平成10年3月1日より施行する。
2. 平成13年 2月10日 (会の名称変更)
3. 平成16年10月 1日 一部改正
4. 平成21年10月 1日 一部改正
5. 平成26年10月 1日 一部改正
6. 平成29年 4月 1日 (会の名称変更)
7. 平成30年 8月18日 一部改正
8. 令和 4年 4月 9日 一部改正
9. 令和 5年 4月 1日 (名称変更)